

千葉地方裁判所委員会（第44回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 開催日時

平成31年2月14日午後1時15分から午後3時30分

2 開催場所

千葉地方裁判所本館第二会議室（本館5階）

3 出席者

【委員】

大塚真理子，小川秀樹（委員長），女屋光基，小野雅康，高野次夫，轟木逸子，蓮井俊治，福島浩之，松田俊哉，村田英明，森正史

【説明担当者】

千葉地方裁判所刑事第1部裁判官 野原俊郎

千葉地方裁判所事務局総務課長 山田雅彦

【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局総務課長，同事務局総務課課長補佐

【オブザーバー】

千葉地方裁判所刑事次席書記官，同裁判員調整官，同事務局経理課長

4 議事等

(1) 新任委員の紹介

委員長から，前回の委員会後に新たに任命された小野委員，蓮井委員及び松田委員が各紹介された。

(2) 新任委員挨拶

委員就任に当たり，小野委員，蓮井委員及び松田委員から挨拶があった。

(3) 各説明担当者による説明

「裁判員制度施行10周年を迎えて」というテーマに関して野原裁判官が説明を行い、その後「裁判所におけるBCPのあり方」というテーマに関して山田総務課長が説明を行った。

(4) 意見交換

(発言者：◎委員長，○委員，■野原裁判官，□栗原刑事次席書記官，◆山田総務課長，◇伊藤経理課長)

◎ 今回の千葉地方裁判所委員会では、まず「裁判員制度施行10周年を迎えて」というテーマについて意見交換を行う。

○ 公判前整理手続が長期化している理由は何か。また、千葉地裁において、審理にかかった最長期間及び平均期間はどの程度か。

■ 公判前整理手続が長期化している理由については、いろいろ考えられる。

そもそも裁判員候補者を呼び出す際には、法律上、選任手続期日まで6週間を空けなければならないとされている。実際には郵送や返送の時間等を考慮すると約8週間は空けなければならない。それ以外にも千葉地裁における事件数の多さを理由として挙げることができる。検察官と弁護人との最初の打合せで、自白事件であればすぐに公判期日を予約するということもあるが、千葉地裁では事件数が多いために、近いところに予約が入れられる期日がなく、公判期日が先になるという現状もある。また、当事者の準備に時間を要する困難な事件が増えていることも否定できない。このような事件にあっては、検察官側は、膨大な資料の中からどの証拠を請求するか検討する時間、それをもとに主張書面を作成するに要する時間等が必要であり、他方で被告人側も、被告人の言い分をしっかりと確認したり、証拠を検討したりした上でなければ予定主張を明らかにできないため、なかなか争点整理が進まないという事情がある。裁判所も当事者の抱える問題を把握しながら、間延びしないように事件の進行管理をしていく必要があると考えている。なお、被疑者

国選弁護人制度により、勾留された事件については、請求があれば、ほとんどの事件で捜査段階から国選弁護人が付くようになったため、弁護人もそれだけ早く裁判の準備に着手することができるはずだが、結果としては公判前整理手続の期間の短縮につながっておらず、むしろ延びているというのが実感である。

起訴から判決までにかかった最長期間及び平均期間については、手元に正確な数字がなく回答できないが、被告人が病気等の理由により審理が止まっているものを除けば、1年を超えるものが数件あるという程度だと思われる。事件にもよるが、目安としては認めている事件は6か月以内、争っている事件でも1年以内には終結できるよう目指している。

- 裁判員制度が始まって、この公判前整理手続が徹底してあるいは丁寧に行われるようになったということで、裁判そのものの質が変わってきたという認識を持っているか。また、公判前整理手続がないときと比べ、審理に与える影響についてはどう考えているか。
- 裁判員制度が始まる前の裁判は、調書裁判と言われたように、法廷での証人尋問や被告人質問よりも、捜査段階の供述調書の取調べが原則化していた。しかし、裁判員制度が始まった今、公判中心主義となり、被告人や証人の話を直接聞いて判断するということが徹底されるようになり、より分かりやすい審理となった。そのため、捜査段階の供述調書で判断するということは少なくなった。これは、法律の理念からしても、刑事事件の真実発見は法廷で行われるべきことである、という思想に変化したということができる。判断者の目の前で話したことが証拠になって、そこでこそ真実が発見されなければならないという考え方である。裁判員制度が始まって、本来の刑事訴訟法の理念に基づく運用に戻ったように感じる。正直なところ、裁判員制度によって、こんなに変わるのかという驚きがあった。
- 裁判員制度の評価としては、概ね順調に運用されているという話があった。

民間企業だけではなく裁判所においても人手不足という状況があることは分かったが、それによって裁判員制度自体を何かしら変えていくということがこの制度施行10周年を機としてあるのか。

■ 裁判員法は施行後の平成27年に改正されている。その主たる内容は、東日本大震災の経験を踏まえ、非常災害時には裁判員候補者として呼出をしないことができるようになったこと、また、審理に要すると見込まれる期間が著しく長期となるときなどに裁判員裁判としないことができるようになったことである。あくまで例外的な措置であると思うが、裁判員法も、様々な状況の変化等に応じて、柔軟に考えることが大切であり、今後も必要に応じて随時見直しが検討され、より良い制度に育っていくことを期待している。最高裁も有識者懇談会を設け、定期的に開催しているところであるが、裁判所としては、裁判員経験者をはじめとする国民の皆さまから様々御意見をいただき、運用の改善を図っていきたいと考えている。裁判員制度10周年を迎えるに当たって、ますますこの制度をブラッシュアップさせていきたいというのが裁判所の願っているところである。

○ 裁判員が不足して制度の運用自体に支障を来すようなことはないのか。

■ 千葉地裁において、裁判員が不足して審理に支障を来したという例は聞いたことがない。しかし、例えば、インフルエンザの流行時期には審理の途中で体調を崩されて辞退を申し出る方もいるが、そういった場合に備えて補充裁判員という制度がある。ただ、念のために備えて補充裁判員を増やせばいいかというところもいえず、国民の皆様に負担が増えることになるし、裁判員候補者名簿上の人数が足りなくなってくるということも懸念されるため、いろいろなやりくりをしながら運用している状況である。

◎ 御質問のほか、御意見や御感想など伺いたいと思うがどうか。

○ 裁判員制度の選任に当たって70歳がラインということだが、70歳というラインはきちんと引かれているのか。

■ 法律で決まっている。立法論としては、辞退年齢を引き上げるということは考え得る。高齢化が進むにつれて、徐々にそういった検討をしていただく必要が出てくるのかもしれない。

○ 広報活動について、中学生や高校生のいる学校に出向いて模擬裁判のようなものを企画してもよいのではないかと思うので提案させていただく。

◎ このような広報活動がいいのではないかという御提案もこの機会に伺えればと思う。それから、国民が参加しやすい裁判員裁判を実現するために裁判所としてこういうことをしてほしいという点があればそういった御意見も伺いたい。

○ 裁判員制度が始まった当初、守秘義務ということをどのように理解したらいいか、裁判員経験者に迷惑がかからないよう自粛し気を使いながら取材をしていたという経験があるが、10年が経ってもっと伝えるべきだったかなと思う。裁判員経験者は、量刑や判決に至った過程を話せないにしても、体験したことや見たり聞いたりしたことは話していいと思う。我々がもっと伝えるべきだったという反省もあるが、裁判所として実際に裁判員を経験された方の声を世の中に返していく取組みがあってもいいのかなという風に思うが、現在どのようにしているのか。

■ 裁判員の皆さまには守秘義務について説明を行っている。具体的には、「守秘義務の対象は限られており、公開の法廷で見たり聞いたりしたことは言ってもいいし、裁判員に選ばれたこと、どんな事件に参加するということについても、勤め先や家庭で言ってもらって構わない。ただ、評議の中身あるいは評決の結果については、皆さんが自由に発言できるようにするためにも、お互い環境づくりが大事であるから、守秘義務の対象となっている」といった具合に説明をしている。裁判が終わった段階でも、守秘義務は説明するが、それよりもむしろ広報や周りの方々に裁判員制度を広めてもらうことをお願いしている。裁判員を経験して良かったところ、悪かったところ、裁

判官の印象等を含めて話してもらって構わないから、裁判員制度を身近なところで話題にさせていただきたいと考えている。我々も、守秘義務だけでなく、裁判員経験者の皆さんに、むしろ言ってもいい、言ってくださいというメッセージをしっかりと伝えなくてはいけないと思っている。

なお、最近では、裁判員経験者が会社の広報担当につないでくださり、裁判官の出前講義が実現したというような例も出てきている。

◎ 公式の行事としては、裁判員経験者の意見交換会というものがあり、千葉地裁ではこれを年に数回行っており、その結果はホームページにアップしている。意見交換会をよく傍聴するのだが、意外と守秘義務については大らかだというのが私の率直な印象で、経験者が割とストレートな発言をされて際どいところになると司会がコントロールするので、そういう意味でも意見交換会は非常に有益だと思っている。それから、広報活動としてこれから裁判員経験者の方と、例えば裁判官と一緒に出前講義に行っていただくようなことも検討課題の一つと考えられる。

○ 裁判員候補者の募集については大変な思いをされていると伺った。百人規模の従業員を抱えている企業であれば職員を裁判員として出しやすいただろうが、中小零細企業の方々やそれこそ一人親方のような方は裁判員として参加することが難しいのではないか。

裁判員制度についてのPRは、確かに10年前、いろいろな意味で広報が出ており私も現場で読んだことがあるが、最近はほとんど目にしなくなり、裁判員制度についてはなかなか伝わってこなくなっている。これから10周年をPRされていくと思うが、今年、中小企業や大企業の方々に対する日本商工会議所から来ている通達というのは、消費税関係の説明やキャッシュレス化、そして総体的な目標として事業承継というものであり、方向性は異なる中で、裁判所と協力してタイアップすることができればよろしいのかなとも思う。

- ◎ 裁判所としてはそこに非常に強く関心を持っており、報道関係の方々にもいろいろ御協力いただいて、少しでも国民の皆様に伝わるようお願いしたいと思っている。
- 中小企業の皆様の実情やお話を伺いながら裁判所の広報を行う機会としては、どのような形が考えられるか、是非御教示いただきたい。
- 県内には21の商工会議所があり、40の商工会がある。これには中小企業、零細企業を含め何万何十万という企業が入っている。その中には各連合会があるのでそこを通じながらうまく裁判員制度を説明するという形が考えられるのではないか。各連合会には、代表として商工会議所であれば21人の専務理事、商工会であれば40名の事務局長が出てきて会議をやっているので、機会を作ってそこから広げていくといいと思う。専務理事会議や局長会議を利用するという形も考えられる。
- ◎ 次に「裁判所におけるBCPのあり方」というテーマについて意見交換を行う。
- 災害時応急対策業務の中で避難者とか帰宅困難者への物資の備蓄について説明があったが、これはもともと館内にいる方を想定されているのか、それとも例えばこの周辺地域にいて帰宅困難者となった方や、被災された方を受け入れるということも想定しているのか。
- ◆ 受け入れも想定したものになっている。公共機関としての責務があり、災害時にはおそらく避難される方もいると思うので、そういった方に対するヘルメット等一定のものは用意している。
- 具体的な計画として、受け入れる場所や人数としてどれ位の方を受け入れることができるのか、またヘルメット等の個数については決まっているのか。
- ◇ 例えばヘルメットの個数については、法廷に保管されている分以外にも倉庫に100は確保してある。水や保存食等については職員に一部配布したことは説明にあったとおりで、職員に配布されているのは1日分である。本

庁だけでも500人程度の職員がおり、この職員数を3倍した数の3日分を保存しているため、避難者や帰宅困難者として庁舎内に来た方に対しても配布することが可能と考えている。

受け入れる場所については、避難場所として施設を使用できるかについて災害発生時にチェックする必要がある。危ないところに誘導することはできないため、それに応じてこちらの建物にとどまるのか公的な避難場所に誘導するかといったことも考えている。

○ 非常時の継続業務の中で、例えば非常時にもやらなければならない刑事部における令状や勾留事務について、これらは災害時であっても通常時と同じような形で受け付け、業務をするということか。また、人の往来ができなくなったことを想定して、何か通信媒体等を利用できるようにするとか、業務の簡素化、簡略化のようなことは考えていないのか。

◆ 普段通り窓口を開け、窓口対応する人員をそろえるということを前提としており、行う作業はいつもどおりである。また、通信媒体等の利用については、IT化についての議論があるのでいずれはそういう時代がやってくるかもしれないが、現時点において、紙で申立てをするという運用は非常時であっても変わらない。

○ 建物の地下には発電所等、停電に備えた設備はあるのか。

◇ 発電施設という意味ではあることはあるが、非常時用の避難経路を指し示すだけの非常灯用の電力しかない。避難用の電灯をともし電源は準備できている。

○ 3.11の経験として、あの時ガソリンスタンドにおけるガソリンの補給が駄目だった。例えば救急車や消防車といった緊急車両のガソリンが必要となった場合を考えて、公共施設はあれ以来スタンドと提携するようになってきているが、当時はそういうことがなかったため習志野市内のガソリンスタンドには一般の方々が並んだこともあり十分なガソリンの供給ができなかつ

た。なお、ガソリンスタンドには、ガソリン供給の仕方として、自立式の機器から供給するタイプと天井にぶら下がっている機器から供給するタイプがあるのだが、後者の天井から降ろしてくるスタンドは器具の破損が見られた。もしスタンドと協定を組むのであれば、自立式スタンドの方が丈夫でないかと思われる。

- ◎ 大規模災害が発生したような場合に裁判所に望むこと、期待すること、役割等があれば伺いたい。
- 非常時の優先業務について、先ほど県内に17施設と伺ったと思うが、それぞれへの出勤体制というものは確保されているのか。裁判所に望むこととしては、裁判所が開いてくれること、あるいは係属中の案件がどうなっているかを聞きたいということがあろうと思う。銀行では、最寄りの場所への出勤体制を組んでいるが、この辺のところを伺いたい。
- ◆ 毎年1回全職員に対して、交通機関が途絶した場合に、まず自分の勤務庁に登庁することが可能か、勤務庁以外でも徒歩や自転車で登庁できる最寄りの裁判所があるのかを確認している。それを総務課がとりまとめ、庁別に整理し、例えば銚子とか東金とか、そういった小さな裁判所でも、そこには本庁の誰それが近くに住んでいるので駆けつけられるとか、そういったものをリスト化してあって、それを参考にして指示を出せる形で体制は組んでいる。
- 私は国立病院機構の病院の管理者でBCPについてもやっているが、非常時継続業務や優先再開業務として医療観察事件の鑑定入院命令が入っていることに驚いた。一般的な病棟のBCPと我々のものとは少し違っていて、もし医療観察法病棟が壊れたというとき、精神科の患者さんは精神科の病院に移すしかないというコンセンサスが我々国立病院機構精神科の中にはある。例えば熊本県の北部地震のときに国立病院機構の病院が壊れたのだが、精神科の患者さんを一般病院に移すとうまくいかなかったとのことである。病状の異なる患者さんを一緒にはできない。そこで、例えば医療観察法の患者さ

んはできればほかの病棟に移す，あるいはほかの医療観察法病棟に移そうというふうに考えると法律がどうしても後付けになってしまうような気がする。その辺の具体的な扱いとして，裁判所が考えていることはあるか。

□ 現状として，裁判所で具体的に検討していることはない。現場において緊急な形で対応いただくというところがまずはスタートだと思っている。ただし，今回お話しいただいた内容について，手続面で何か工夫するところがないかは検討させていただきたい。

(5) 次回委員会期日

次回の委員会は，平成31年9月11日午後1時15分に開催することに決定した。

(6) 次回の意見交換テーマ

次回の千葉地方裁判所委員会では，「裁判手続のIT化」をテーマとして意見交換を行うこととした。

以上